

(人ろ-20-B)

平成21年2月2日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉 浦 宏 明

新たな永年勤続職員表彰制度について（事務連絡）

標記の表彰制度については、本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達
「永年勤続者の表彰について」のとおりです。

については、職員に対し、別紙の「新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）」を回覧する等して、制度の概要を周知してください。

なお、この旨を管内の地方裁判所及び家庭裁判所あて連絡してください。

平成21年2月2日

職 員 各位

最高裁判所事務総局人事局

新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）

この度、近時の公務員を取り巻く社会状況、他府省における永年勤続職員に対する表彰の実情等を踏まえて、裁判所における永年勤続職員表彰について見直しを行い、4月1日から新たな制度で実施することとなりましたので、お知らせします。

新たな永年勤続表彰制度の概要は、別紙のとおりです。

なお、今回の主な改正点は、表彰区分について、現行の1号表彰（勤続30年以上）及び2号表彰（勤続25年以上30年未満）に代わるものとして、新たに、勤続25年以上の退職者の長年の勤務に対する功労を讃える「最高裁判所長官表彰」と現行の3号表彰（勤続20年以上25年未満）に当たる「所属長表彰」を設け、「最高裁判所長官表彰」については、退職の日に、「所属長表彰」については、毎年10月1日に表彰することとし、いずれの表彰についても、表彰状等を被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）で伝達することにした点です。

(別紙)

新たな永年勤続職員表彰制度の概要

1 最高裁判所長官表彰

退職者について、長年の勤務に対する功労を讃えるものとする。

(1) 表彰者

最高裁判所長官

(2) 対象者

勤続25年以上の職員（退職者）

(3) 表彰日

退職の日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が退職時に勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

2 所属長表彰

勤続20年経過の節目に、それまでの勤務に対する功労を讃えるとともに、その後の勤務意欲の喚起を図るものとする。

(1) 表彰者

被表彰者の所属庁の長（事務総長、高裁長官、地家裁所長）

(2) 対象者

勤続20年以上の職員

(3) 表彰日

毎年10月1日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

(入ろー20-B)

平成21年2月2日

最高裁判所事務総局課長 殿
最高裁判所事務総局各局第一課長 殿
司法研修所事務局長 殿
裁判所職員総合研修所事務局長 殿
最高裁判所図書館副館長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 杉浦宏明

新たな永年勤続職員表彰制度について（事務連絡）

標記の表彰制度については、本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達
「永年勤続者の表彰について」のとおりです。

については、職員に対し、別紙の「新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）」を回覧する等して、制度の概要を周知してください。

平成21年2月2日

職 員 各位

最高裁判所事務総局人事局

新たな永年勤続職員表彰制度について（お知らせ）

この度、近時の公務員を取り巻く社会状況、他府省における永年勤続職員に対する表彰の実情等を踏まえて、裁判所における永年勤続職員表彰について見直しを行い、4月1日から新たな制度で実施することとなりましたので、お知らせします。

新たな永年勤続表彰制度の概要は、別紙のとおりです。

なお、今回の主な改正点は、表彰区分について、現行の1号表彰（勤続30年以上）及び2号表彰（勤続25年以上30年未満）に代わるものとして、新たに、勤続25年以上の退職者の長年の勤務に対する功労を讃える「最高裁判所長官表彰」と現行の3号表彰（勤続20年以上25年未満）に当たる「所属長表彰」を設け、「最高裁判所長官表彰」については、退職の日に、「所属長表彰」については、毎年10月1日に表彰することとし、いずれの表彰についても、表彰状等を被表彰者の勤務する裁判所（支部等を含む。）で伝達することにした点です。

(別紙)

新たな永年勤続職員表彰制度の概要

1 最高裁判所長官表彰

退職者について、長年の勤務に対する功労を讃えるものとする。

(1) 表彰者

最高裁判所長官

(2) 対象者

勤続25年以上の職員（退職者）

(3) 表彰日

退職の日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が退職時に勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達

2 所属長表彰

勤続20年経過の節目に、それまでの勤務に対する功労を讃えるとともに、その後の勤務意欲の喚起を図るものとする。

(1) 表彰者

被表彰者の所属庁の長（事務総長、高裁長官、地家裁所長）

(2) 対象者

勤続20年以上の職員

(3) 表彰日

毎年10月1日

(4) 表彰状の授与等

被表彰者が勤務する裁判所（支部等を含む。）において伝達